

# 公益社団法人三重県獣医師会

## 畜産・家畜衛生部会規約

この法人の定款第42条ならびに部会設置運営規程に基づき、畜産・家畜衛生部会規約を制定し、次のとおり運営する。

### (目的)

第1条 この部会は、畜産振興に寄与し、併せて家畜衛生業務を通じ、広く県民に安全・安心な畜産物を提供することに努め、部会員の研鑽と連携を図り、もって社会的貢献に寄与することを目的とする。

### (事業)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 家畜伝染病予防に関すること
- (2) 家畜保健衛生並びに環境衛生に関すること
- (3) 家畜や飼料等の生産技術開発に関すること
- (4) 畜産物の安全確保に関すること
- (5) 畜産情報並びに関係団体との協調に関すること
- (6) その他、この部会の目的達成に関すること

### (部会員)

第3条 部会の会員（以下「部会員」という。）は、畜産・家畜衛生に携わる会員ならびに畜産・家畜衛生の経験を有する会員をもって部会員とする。

2 部会に入退会しようとするものは、入退会届を部会長に提出しなければならない。

### (部会役員)

第4条 部会に、次の部会役員を置く

- (1) 部会役員は10名以内とする
- (2) 部会役員のうち1名を部会長、1名を副部会長とする。
- (3) 部会長は本会理事から選出する。

2 部会長は部会を代表し、その業務を統括する。

- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 部会役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された部会役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

#### (会 議)

第5条 会議は、部会員を持って構成する。

- 2 会議は、この規約に定めるもののほか、この部会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 3 会議は、部会長が招集し、この会議の議長にあたる。また必要に応じて電磁的会議を行うことができる。
- 4 議長に事故ある時は、副部会長がこれにあたる。
- 5 本会会長、副会長は、必要により会議に出席し、意見を述べる事が出来る。
- 6 会議の議事については、議事録を作成し、部会長は本会会長に報告しなければならない。

#### (部会役員会)

第6条 部会役員会は、部会役員をもって構成する。

- 2 部会役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 会議に付議すべき事項
  - (2) 会議の議決した事項の執行に関する事
  - (3) その他の会議の議決を要しない部会務の執行に関する事項
- 3 部会役員会は、部会長が招集し、この会議の議長にあたる。

#### (部会運営費)

第7条 部会の運営費は、本会一般会計事業費より支出する。

#### (改 廃)

第8条 部会規約の改廃は、理事会の議決による。

#### (その他)

第9条 部会運営のため、この規約に定めのない事項については、本会会長がこれを決裁する。

#### 附 則

- 1 この規約は、公益社団法人三重県獣医師会の設立の登記の日から施行する。